

平成 24 年 3 月

【十和田市自治基本条例実現に向けての提言（案）】

十和田市長 小山田久様

十和田市自治基本条例市民検討委員会

委員長 檜 楨 貢

副委員長 竹ヶ原 公

○私たちはどこにいるのか

市長の委嘱を受けて、私たち 17 名の十和田市自治基本条例市民検討委員会（以下、委員会と略記）は平成 22 年 8 月 31 日に立ち上がりました。委員会はこれからの十和田市を市民目線によって市民、行政、議会が協働して創りあげていく制度、しくみを構築しようとするもので、これまでの 1 年半で委員会の開催回数は 21 回となりました。

委員会における検討の現状は、十和田市にとって必要な自治基本条例の骨格と要点を明らかにし、行政の庁内検討委員会との意見調整等を進め、大きな方向を見出したところであります。

○私たちはどんな風に進めてきたのか

自治基本条例を市民主体の委員会によって審議検討していくという進め方は、想定される条例の形式が市民の通常生活とはかけ離れていることもあって、難解でなじみにくいものでした。私たち委員相互に支え合い意見交換をするしくみを委員会とは別に自主的な語りと学びの機会を「しゃべり場」命名し実施致しました。その回数はこれまで 40 数回に及んでいます。

成果としては、市民にできることをそれぞれの項目（条文章立て）毎に『チャート』にまとめ、参加している活動団体から聞かれる市民自身のもつ問題意識を炙り出していくことで、「私⇄共⇄公」でできることに区分しました。その上で、それぞれに対応する担い手とその方向を示しました。そのようにして、私たちなりの手作りの自治基本条例を討議の対象にしてまいりました。

○これからの方向

私たちが審議検討してきたことが、可能な限り実現されていくことを望んでおります。来年度は、市民と行政の協働を進めながら、十和田市にとって自治基本条例が制定され、それに基づくしくみ、制度が形成されていくことを望んでおります。そのために、市民と行政を対象に自治基本条例の実現に向けて、あらためて次の 7 点について委員会を代表して提言致します。

○提言案

1 (市民主体の十和田市づくりのしくみづくり)

市民は、市民自身が主体になって、十和田市のまちづくりの主役となるために未来像を提案するチームを結成し、地域経営にまで踏み込んだ十和田市全体の計画づくりに関わり、市民側から市民参加の機関体制をつくることを目指すべきである。そのためたとえば、(仮称)十和田市自治基本条例推進市民会議を発足させる。

2 (市民目線の課題づくり)

十和田市のまちづくりに関する課題を行政上の枠組み等による難解な提示の仕方であらため、市民参加を有効に進めるための市民目線で把握・検討できるような課題づくりを進める。

3 (市民政策の提案と事業の展開)

市民及び行政は、地域の子どもを大切にする市民のネットワーク組織を設け、産み育てる側からの政策提言や事業を実施させる。

4 (市民と行政のパートナーシップ協定)

行政は議会とともに、市民の各方面からの意見を集約し地域経営に活かすルールを市民との間にパートナーシップ協定を結び、行政と市民の協働により自治基本条例が提示する課題解決に対処する。

5 (行政の協働・法務体制の整備)

市民との協働を基本とし法的な根拠づくりによる行政の展開が自治基本条例の発効により求められることになる。行政は市長・市職員の行動スタイル(行動倫理)を創りあげ、庁内における協働・法務体制を整備すべきである。

6 (まちづくり支援室の設置)

行政は市民との協働を推進するにあたり、組織内に(仮称)まちづくり支援室等を設置し行政と市民、行政分野における情報の一元化を図るべきである。

7 (市民理解を進められる条文と解説文の作成)

行政は自治基本条例を市議会に上程するにあたって、委員会で検討したチャート等の内容が可能な限り活かされる条文案とするとともに、その解説においてもその趣旨等を含むようにすべきである。